**平成２１年（フ）第１０９８９号**
東京都世田谷区尾山台２丁目15―６
債務者　寺本　志乃
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１０９５号**
東京都練馬区桜台２丁目17―16―206
債務者　庭田　浩志
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１０９６号**
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3433―205
債務者　村越みどり
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第４３５号**
静岡市駿河区東新田４丁目17番１－４Ｆ号
債務者　海野　藤枝
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第４０号**
熊本県菊池市隈府592番地７
債務者　宮木　哲広
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２１年（フ）第４１号**
熊本県菊池市隈府592番地７
債務者　宮木佐津紀
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２１年（フ）第５０号**
熊本県鹿本郡植木町大字伊知坊445番地２
債務者　田尻由起夫
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２１年（フ）第５１号**
熊本県鹿本郡植木町大字伊知坊445番地２
債務者　田尻ミツグ
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２１年（フ）第１８号**
大分県豊後大野市三重町小坂3807番地33
債務者　橋本　隆昭
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
大分地方裁判所竹田支部

**平成２１年（フ）第５８１号**
東京都東村山市秋津町５丁目８番地37不二家ハイツ203
債務者　小椋　由美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１０８９６号**
神奈川県横須賀市二葉１丁目11―１―111
債務者　庄司　　忍
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第６３号**
熊本県八代市鏡町有佐744番地
債務者　緒方　和博
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２１年（フ）第６６号**
熊本県八代市海士江町3117番地８
債務者　川田　葉子（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２１年（フ）第６７号**
熊本県八代市古閑浜町７番地３
債務者　永江ヤスヨ
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２１年（フ）第３０１号**
青森県下北郡大間町大字奥戸字小奥戸２番地55
債務者　小谷　恭子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係